

E B P M支援等業務委託仕様書

1 業務の目的

E B P Mの推進に向けて、高度な専門知識や経験を基に、各種データ分析等を通して現状・課題を把握するとともに、施策構築等に対する支援・助言を行うことを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）3月31日まで

3 履行場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 福山市役所（福山市東桜町3番5号）
- (2) 受託者の所在地
- (3) 福山市が指定した場所（オンラインによる履行を含む）

4 業務の概要

発注者が指定するプロジェクト（「南部地域の観光振興」や「確かな学力を育む学校教育の推進」など5件程度）の施策構築や庁内全体のE B P Mの推進に向けて、次の支援を実施する。

(1) データに基づく現状把握・課題分析

- ・各プロジェクトの担当課へのヒアリングや担当課が保有する既存データ等を通じて、プロジェクトの現状把握を行うこと。
- ・各プロジェクトに関する国・県等を含めた各種データや他都市の事例収集などを併せて行い、各プロジェクトの施策構築に必要な課題の特定・分析を行うこと。

(2) データに基づく施策構築等支援

- ・各プロジェクトのめざす姿の実現に向けて、定量評価又は定性評価が可能な評価指標の検討・提案を行うこと。
- ・担当課による検討状況などの進捗を適宜把握し、プロジェクトの円滑な進行を支援するとともに、担当課が行う施策構築の支援や受託者による施策提案を行うこと。施策提案に当たっては、各プロジェクトのめざす姿や現状・課題を踏まえるとともに、2025年度（令和7年度）策定予定の「（仮称）みらい創造ビジョン（総合計画）」の方向性に即したものとすること。

(3) 浸透・定着支援

- ・庁内へのE B P Mの浸透・定着に向けて、職員を対象とした取組を実施すること。
- ・実施に当たって、実施の方法・内容の検討、資料作成などを行うこと。なお、実施日や実施方法については、発注者との協議の上、決定すること。

(4) その他アドバイザー業務

- ・発注者が指定するプロジェクト以外の個別事業への支援の必要性があると発注者が認める場合、発注者から受託者に相談の上、支援実施を決定するものとする。

5 業務実施・管理体制

受託者は業務を円滑に遂行するため、以下のとおり業務実施・管理体制を整備すること。

- (1) 受託者は、業務の円滑かつ効率的な実施を担保するために必要な人員を配置して業務を遂行すること。

- (2) 委託業務を確実に遂行できる体制及び発注者の求めに応じて速やかな協議・対応が可能な体制を整えること。
- (3) 業務の遂行に必要な事項については、発注者と協議し、その指示に従うこと。また、発注者の求めに応じて、各業務の進捗状況について報告を行うこと。

6 成果品

成果品については、電子データで福山市企画財政局企画政策部企画政策課まで納品すること。なお、納品期限については、2026年（令和8年）3月31日（月）までとする。

- (1) 月間作業報告書
- (2) 委託業務報告書
- (3) 施策提案書
- (4) 職員研修資料
- (5) その他発注者が指定するもの

7 業務実施上の条件

業務の実施に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (2) 緊密な連絡体制を確保し、業務に支障をきたさないこと。
- (3) 受託者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本業務は、原則として土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間で行うこととする。
- (5) 業務の実施に当たって、不明点や改善の必要性がある場合又は執行上の疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受託者が協議を行い、解決するものとする。
- (6) 本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、主要な部分を除き、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (7) 本業務により発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、発注者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務委託終了後を含め、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。このほか、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (9) 契約金額は、交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費を含むものであることから、受託者は別途請求することはできないものとする。